



内閣官房知的財産戦略推進事務局御中

平成16年1月27日

アディダス ジャパン株式会社
リーガル マネージャー 山崎 辰男

模倣品・海賊版対策に関する意見

知的財産戦略本部権利保護基盤の強化に関する専門調査会において検討される模倣品・海賊版対策に関して、貴専門調査会における検討の参考に活用いただきたく意見を申し述べます。

1. 模倣品・海賊版の輸入者・輸出者の氏名等の情報の開示

知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（平成15年7月8日。以下、「推進計画」という。）第2章 2.(2) に記述されている、知的財産権侵害の再犯を防止するため税関において輸入差止事件に係る輸入者・輸出者の氏名等の情報を権利者に開示する政策に賛成いたします。

特に、認定手続において侵害物品と認定された貨物に係るインボイス等に記載されている輸入者・輸出者の氏名等の情報が権利者側に開示されることは、一差止事案の処理に留まらず当該開示情報を端緒に国内外において当該輸入者・輸出者に対する将来の刑事・民事救済措置により模倣品・海賊版の製造・輸出入ルート of の取締りが期待されることから、侵害行為の防止に実効があります^{1, 2}。

なお、欧州司法裁判所では、侵害物品と認定された貨物に係る輸入者情報について、権利者が税関から開示されることを認める旨判示しています。模倣品・海賊版は世界を流通する品物でありブランド保護政策の国際的ハーモナイゼーションの観点から、我が国もこの動きに同調することが求められると思われま

2. 国際郵便を利用した小口貨物の増加への対処

推進計画第2章 2.(1) に記述されている、知的財産侵害物品の個人輸入を抑止するよう国内法制を構築する政策及び推進計画第2章 2.(4) に記述されている、インターネットを利用した侵害への取締りを強化する政策に賛成します。

近時、模倣品・海賊版の輸送形態として国際郵便を利用した小口貨物事案が増加しています。財務省発表の「平成14年の知的財産権侵害疑義物品の輸入差止状況」において、平成14年に差止めた件数が対前年比248.2%と著しく増加したのは、該輸送形態による輸入の増加が一因と考えられます。なお該輸送形態はインターネットを利用した模倣品・海賊版販売事業者の新しい受注・発送システムとみられています。例えば、インターネット上の日本法人の運営によるオークション・サイトや

¹ 情報開示に係る法律が施行される際、該規定の実効性を確保するために、該規定を運用する全国の税関において税関毎に処理方法に差異が生じ、期待される実効が縮減されないよう、税関内における処理方法の平準化を徹底していただく方策も併せてご検討ください。

² なお、該情報を有効に活用できるかは該情報を得た権利者側のエンフォースメント能力にかかっていると考えます。権利者側は水際取締強化政策に対応し、エンフォースメント・スキルの全体のボトムアップを図ることが本政策の実施に不可欠と思われま



ショッピング・サイトを通じて日本在住の個人が模倣品・海賊版購入のオーダーをし、該サイトで模倣品・海賊版を出展している模倣品・海賊版販売事業者が、海外から国際郵便で発注者である日本在住の買主宛に発送するものです（受注から出荷に至る形態は様々であり詳細は省略します）。1回の出荷は小口であっても、出荷が繰り返し行われれば、該行為は日本にまとまった数量を輸入して店舗で販売することを、単に海外の出荷元から日本在住の消費者へ送り届けることに差し替えているだけであり、まとまった数量の模倣品・海賊版を販売する行為自体に変わりはありません。模倣品・海賊版販売事業者は水際取締が厳しくなれば、これを回避する巧みな行為を考案します。1回の通関申請の個数は1個でも数ヶ月で百、千の単位で通関申請がかけられれば通関した場合の日本への模倣品・海賊版の流入は継続されるものであります。したがって、水際取締の実効性を高めるため権利保護法制の構築が焦眉の課題となっていることを認識していただくようお願いいたします。

なお、国際郵便を利用した小口貨物に梱包された模倣品・海賊版の数量は、一般貨物に比べ極めて少量であるが、認定手続に係る手間は千・万単位で梱包された一般貨物と同じであり、通知書の発送に係る郵便代は小口貨物事案の著増に連動し増加していると思われます。増加に伴い、侵害行為を解決するために相当の公費が費やされていると推定する。国際郵便を利用した小口貨物事案を解決することにより公費の縮減も実現されると思われることから、早急に国内法制の構築を実現していただくようお願いいたします。

3. 各国税関間の情報交換等連携強化

推進計画第2章 2.(2) に記述されているとおり、模倣品・海賊版を常習的に輸出入するルートが判明された場合、該情報を当事国税関間で提供する等連携を密にし、模倣品・海賊版流通ルートの取締りを強化する政策に賛成します。

4. 刑事的救済の強化の施策

刑事的救済による偽ブランド品事件の解決は模倣品・海賊版対策活動において実効があります。この活動において、大規模で複雑な偽ブランド品事件の解決にあたり、捜査力の向上は、今後、一層実効を高めるために求められることであり、刑事訴訟等を行うに検察官の役割は一層重要になると思えます。検察の捜査力の向上に貢献される、ブランド・ビジネスの形態及び偽ブランド品の流通の現状に関する情報が適宜提供される連携システムの構築の検討が求められると思えます。

以上